

# 火気器具を取扱う催しには届け出が必要です

(平成 26 年 6 月火災予防条例が改正されました)

地域イベントに対しての規制は下記のとおりです。

羽島市で行われるすべての催し（イベント）が対象になります。

(祭礼、縁日、花火大会、その他多数の者の集合する場所での火気器具を取扱う催し)

★ 露店等に消火器の設置が必要となりました。

★ 露店等の開設者は、あらかじめ消防長に「露店等の開設届出書」の提出が必要です。

※ 「露店等の開設届出書」等の様式は羽島市ホームページでダウンロードできます。



消火器について

エアゾール式や住宅用消火器は除きます。腐食や損傷のない消火器を使用して下さい。

※ 自治会、子供会、PTA行事等で火気器具を取扱う屋台・テントの出店も含まれます。

ただし、顔見知りの近親者等で行うバーベキュー等は除きます。

※ 火気を取扱う器具には、ガス器具、発電機、暖房器具、炭などを指します。

お問い合わせ先 羽島市消防本部（予防課）

羽島消防署

電話番号 058-392-2601